

教育委員会4月臨時会 会議日程

日時 令和5年4月25日(火) 9時30分から

場所 神奈川県庁東庁舎9階 教育委員会会議室
(オンライン会議システムを併用)

1 議事

日程第1

- | | |
|---------|----------------------------------------|
| 臨教第6号議案 | 令和6年度神奈川県立の高等学校の入学者の募集及び選抜要綱について |
| 臨教第7号議案 | 令和6年度神奈川県立海洋科学高等学校専攻科の入学者の募集及び選抜要綱について |
| 臨教第8号議案 | 令和6年度神奈川県立の中等教育学校の入学者の募集及び決定に関する要綱について |
| 臨教第9号議案 | 令和5年第2回県議会定例会への提案に係る申出について |

2 協議・報告事項

- | | |
|-----|---------------------------------------|
| 報告1 | 令和4年度卒業式及び令和5年度入学式の国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況について |
| 報告2 | 令和5年度教育委員会不祥事防止取組方針について |

令和5年4月25日

教育委員会臨時会 議案

神奈川県教育委員会

臨教第6号議案

令和6年度神奈川県立の高等学校の入学者の募集
及び選抜要綱について

別紙（案）のとおり

令和5年4月25日提出

神奈川県教育委員会

教育長 花 田 忠 雄

（提案理由）

令和6年度神奈川県立の高等学校の生徒募集に係る基本方針
として、標記要綱を制定いたしたく提案するものです。

令和6年度神奈川県立の高等学校の入学者の募集及び選抜要綱

令和6年度の神奈川県立の高等学校の入学者の募集及び選抜（専攻科に係る募集及び選抜を除く。）は、この要綱の定めるところによる。

1 募集の区分

神奈川県立の高等学校の募集の区分は、次表のとおりとする。

募集の区分		課程
一般募集（共通選抜）		全日制的課程
		単位制による全日制的課程
		単位制による定時制的課程（特別の時間）
一般募集（共通選抜・定通分割選抜）		定時制的課程（夜間）
		単位制による定時制的課程（夜間）
		単位制による通信制の課程
連携型中高一貫教育校連携募集		全日制的課程
特別募集	海外帰国生徒特別募集	全日制的課程
		単位制による全日制的課程
	在県外国人等特別募集	全日制的課程
		単位制による定時制的課程（特別の時間）
	インクルーシブ教育実践推進校特別募集	全日制的課程
中途退学者募集		単位制による全日制的課程

2 志願資格

(1) 一般募集（共通選抜・定通分割選抜）

入学を志願しようとする者（以下「志願者」という。）は、平成21年4月1日以前に出生した者で、次のアの(ア)から(エ)までのいずれかに該当する者であって、かつ、次のイの要件を満たす者とする。

ア 高等学校への志願資格

- (ア) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校等」という。）を卒業又は修了した者
- (イ) 中学校等を令和6年3月31日までに卒業する見込み又は修了する見込みの者
- (ウ) 学校教育法施行規則（以下「施行規則」という。）第95条各号のいずれかに該当する者
- (エ) 施行規則第95条第1号又は第2号に規定する課程を令和6年3月31日までに修了する見込みの者

イ 神奈川県立の高等学校への志願資格

- (ア) 全日制的課程及び単位制による全日制的課程への志願者については、志願者本人及びその保護者（親権者又は未成年後見人をいう。）が県内に住所を有すること。ただし、神奈川県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める教育長の志願の承認を必要とする者であって、その承認を受けた者は、県内に住所を有する者とみなす。
- (イ) 定時制的課程及び単位制による定時制的課程並びに単位制による通信制の課程への志願者については、県内に住所又は勤務地を有すること。ただし、教育長が別に定める教育長の志願の承認を必要とする者であって、その承認を受けた者は、県内に住所又は勤務地を有する者とみなす。

(2) 連携型中高一貫教育校連携募集

連携型中高一貫教育校連携募集に係る志願者は、前記(1)に該当する者であって、かつ、在籍する連携型

学校長の推薦を得た者とする。

(3) 特別募集

ア 海外帰国生徒特別募集

海外帰国生徒特別募集に係る志願者は、前記(1)に該当する者であつて、かつ、原則として、保護者の勤務等の関係で、継続して2年以上外国に在住して帰国した日が令和3年4月1日（ただし、後記4の後期募集に係る志願者については、令和3年10月1日とする。）以降の者とする。

イ 在県外国人等特別募集

在県外国人等特別募集に係る志願者は、前記(1)に該当する者であつて、かつ、外国の国籍を有する者（難民として認定された者を含む。）で、入国後の在留期間が通算で6年以内の者（令和6年2月1日現在）とする。

なお、日本国籍を取得して6年以内の者（令和6年2月1日現在）は、外国の国籍を有する者とみなす。

ウ インクルーシブ教育実践推進校特別募集

インクルーシブ教育実践推進校特別募集に係る志願者は、前記(1)に該当する知的障害のある者であつて、かつ、高等学校での学習や生活について理解し、入学意欲のある者とする。

(4) 中途退学者募集

中途退学者募集に係る志願者は、前記(1)に該当する者であつて、かつ、高等学校、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校（以下「高等学校等」という。）に1年以上在籍した後に中途退学し、当該高等学校等での修得単位がある者とする。

3 募集の方法

(1) 一般募集（共通選抜・定通分割選抜）

一般募集は、各高等学校の各課程における学科、コース又は部ごとに行う。ただし、小田原城北工業高等学校の定時制の課程における機械科及び電気科に係る募集は、二の学科を一括して行う。

(2) 連携型中高一貫教育校連携募集

連携型中高一貫教育校連携募集は、次の高等学校の課程における学科において行う。

光陵高等学校（全日制の課程普通科）

愛川高等学校（全日制の課程普通科）

(3) 特別募集

ア 海外帰国生徒特別募集

海外帰国生徒特別募集は、次の高等学校の課程における学科又はコースにおいて行う。

神奈川総合高等学校（単位制による全日制の課程普通科国際文化コース）

横浜国際高等学校（単位制による全日制の課程国際科（国際バカロレアコースを含む。））

新城高等学校（全日制の課程普通科）

相模原弥栄高等学校（単位制による全日制の課程普通科）

西湘高等学校（全日制の課程普通科）

鶴嶺高等学校（全日制の課程普通科）

伊志田高等学校（全日制の課程普通科）

イ 在県外国人等特別募集

在県外国人等特別募集は、次の高等学校の課程における学科又は部において行う。

鶴見総合高等学校（単位制による全日制の課程総合学科）

横浜清陵高等学校（単位制による全日制の課程普通科）

横浜旭陵高等学校（単位制による全日制の課程普通科）

新栄高等学校（全日制の課程普通科）

川崎高等学校 (単位制による全日制の課程普通科)
 大師高等学校 (単位制による全日制の課程普通科)
 橋本高等学校 (全日制の課程普通科)
 相模原弥栄高等学校 (単位制による全日制の課程普通科)
 高浜高等学校 (全日制の課程普通科)
 藤沢総合高等学校 (単位制による全日制の課程総合学科)
 大和南高等学校 (全日制の課程普通科)
 伊勢原高等学校 (全日制の課程普通科)
 座間総合高等学校 (単位制による全日制の課程総合学科)
 愛川高等学校 (全日制の課程普通科)
 横浜明朋高等学校 (単位制による定時制の課程普通科午前部・午後部)
 相模向陽館高等学校 (単位制による定時制の課程普通科午前部・午後部)

ウ インクルーシブ教育実践推進校特別募集

インクルーシブ教育実践推進校特別募集は、次の高等学校の課程における学科において行う。

城郷高等学校 (全日制の課程普通科)
 横浜南陵高等学校 (全日制の課程普通科)
 保土ヶ谷高等学校 (全日制の課程普通科)
 霧が丘高等学校 (全日制の課程普通科)
 白山高等学校 (全日制の課程普通科)
 上矢部高等学校 (全日制の課程普通科)
 川崎北高等学校 (全日制の課程普通科)
 菅高等学校 (全日制の課程普通科)
 橋本高等学校 (全日制の課程普通科)
 上鶴間高等学校 (全日制の課程普通科)
 津久井浜高等学校 (全日制の課程普通科)
 湘南台高等学校 (全日制の課程普通科)
 茅ヶ崎高等学校 (全日制の課程普通科)
 厚木西高等学校 (全日制の課程普通科)
 伊勢原高等学校 (全日制の課程普通科)
 足柄高等学校 (全日制の課程普通科)
 綾瀬高等学校 (全日制の課程普通科)
 二宮高等学校 (全日制の課程普通科)

(4) 中途退学者募集

中途退学者募集は、次の高等学校の課程における学科において行う。

横浜桜陽高等学校 (単位制による全日制の課程普通科)
 川崎高等学校 (単位制による全日制の課程普通科)
 麻生総合高等学校 (単位制による全日制の課程総合学科)
 厚木清南高等学校 (単位制による全日制の課程普通科)

4 募集期間

募集期間は、次表のとおりとする。

募集の区分		課 程	募 集 期 間	
一般募集		全日制の課程	(共通選抜) インターネットを活用した出願 (以下「インターネット出願」という。) 期間 令和6年 1月24日(水)から同月31日(水)まで	紙による入学願書提出期間 令和6年3月5日(火)及び同月6日(水)
		単位制による全日制の課程		
		単位制による定時制の課程 (特別の時間)		
		定時制の課程 (夜間)		
		単位制による定時制の課程 (夜間)		
		単位制による通信制の課程		
連携型中高一貫教育校連携募集		全日制の課程	インターネット出願期間 令和6年 1月24日(水)から同月31日(水)まで	
特別募集	海外帰国生徒特別募集	全日制の課程	インターネット出願期間 令和6年 1月24日(水)から同月31日(水)まで	
		単位制による全日制の課程		
	在県外国人等特別募集	全日制の課程	志願資格確認期間 令和6年 1月4日(木)から同月16日(火)まで	
		単位制による全日制の課程		
	単位制による定時制の課程 (特別の時間)			
	インクルーシブ教育実践推進校特別募集	全日制の課程	インターネット出願期間 令和6年 1月24日(水)から同月31日(水)まで	
中途退学者募集		単位制による全日制の課程	インターネット出願期間 令和6年 1月24日(水)から同月31日(水)まで 志願資格確認期間 令和6年 1月4日(木)から同月16日(火)まで	

なお、神奈川総合高等学校における海外帰国生徒特別募集の後期募集は、次表のとおりとする。

募集の区分		課 程	募 集 期 間
特別募集	海外帰国生徒特別募集	単位制による全日制の課程	紙による入学願書提出期間 令和6年7月24日(水)から同月26日(金)まで

5 志願

(1) 志願手続及び入学検定料の納付

- ア 一般募集（共通選抜（二次募集を除く。））、連携型中高一貫教育校連携募集、特別募集（インクルーシブ教育実践推進校特別募集（二次募集）及び後期募集を除く。）及び中途退学者募集の志願者は、インターネット出願システムにより出願に必要な情報を入力し、入学検定料（単位制による通信制の課程を除く。）を納付した上、中学校の校長の承認を受けるものとする。
- イ 一般募集（共通選抜（二次募集）・定通分割選抜）、インクルーシブ教育実践推進校特別募集（二次募集）及び後期募集の志願者は、入学検定料（単位制による通信制の課程を除く。）を納付した上、志願先の高等学校の校長に紙により入学願書等を提出するものとする。

(2) 志願の範囲

- ア 志願は、募集期間を同じくするものについては、一の募集の区分の一の高等学校の一の課程の一の学科、コース又は部に限る。ただし、次の(ア)から(エ)までに掲げるものについては、この限りでない。
 - (ア) 前記3の(1)により、二の学科を一括して募集するものは、それを一の学科とみなす。
 - (イ) 農業に関する学科の志願者が同じ高等学校の他の農業に関する学科に対し、工業に関する学科の志願者が同じ高等学校の同じ課程における他の工業に関する学科に対し、水産に関する学科の志願者が他の水産に関する学科に対し、第2希望として志願することを認める。
 - (ロ) 横浜国際高等学校国際科国際バカロレアコースの志願者が同校の国際科（国際バカロレアコースを除く。）に対し、第2希望として志願することを認める。また、横浜国際高等学校国際科（国際バカロレアコースを除く。）の志願者が同校の国際科国際バカロレアコースに対し、第2希望として志願することを認める。
 - (ハ) 単位制による定時制の課程（多部制）の志願者が、同じ高等学校における他の部に対し、第2希望として志願することを認める。
- イ 令和6年度入学者選抜における国公私立の高等学校（高等専門学校を含む。）又は特別支援学校の合格者は、定通分割選抜に志願することは認めない。

6 志願変更

(1) 志願変更の対象

- ア 志願の手続を完了した者は、募集期間を同じくする他の高等学校が行う一般募集若しくは特別募集（前記1の各募集の区分における前記2の志願資格を満たす者に限る。）又は同じ高等学校の他の一般募集若しくは特別募集（前記1の各募集の区分における前記2の志願資格を満たす者に限る。）に志願変更することを認める。
 なお、前記5の(2)による第2希望については、志願時に第2希望の志願をしていない場合であっても、志願変更時に志願することを認める。
- イ 中途退学者募集に係る志願の手続を完了した者は、募集期間を同じくする他の高等学校が行う中途退学者募集に志願変更することを認める。

(2) 志願変更の期間

- ア 共通選抜、特別募集及び中途退学者募集にあつては、志願変更の期間は、令和6年2月5日(月)から同月7日(水)までとする。
- イ 定通分割選抜にあつては、令和6年3月7日(木)とする。

7 選抜の方法

- (1) 中学校の校長は、志願者の調査書を志願先の高等学校の校長に提出するものとする。
- (2) 高等学校の校長は、中学校の校長から提出された志願者に係る書類及び後記8の選抜のための検査の結果に基づいて、教育長が別に定める方法により選抜を行う。

- (3) 長期の欠席について特別な事情を有する志願者の選抜の方法に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

8 選抜のための検査

(1) 一般募集（共通選抜・定通分割選抜）

ア 全日制の課程、単位制による全日制の課程、定時制の課程及び単位制による定時制の課程においては、学力検査（原則として全日制は国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）の5教科、定時制は国語、数学及び外国語（英語）の3教科）を実施する。なお、各高等学校の必要に応じて、特色検査（実技検査、自己表現検査及び面接又はそのいずれかをいう。以下同じ。）を実施する場合がある。

(ア) 田奈高等学校、釜利谷高等学校、横須賀南高等学校、大井高等学校及び大和東高等学校の普通科（以下「クリエイティブスクール」という。）においては、学力検査は行わず、特色検査（面接）を実施する。

(イ) 定時制の課程及び単位制による定時制の課程の志願者のうち、18歳以上（令和6年4月1日現在）の者については、作文をもって学力検査に代えることができる。

(ウ) 特色検査を実施するに当たって、全日制の課程及び単位制による全日制の課程においては、学力検査を3教科にまで減じることができるものとする。

イ 単位制による通信制の課程においては、作文を実施する。

なお、各高等学校の必要に応じて、特色検査を実施する場合がある。

(2) 連携型中高一貫教育校連携募集

光陵高等学校においては面接及びプレゼンテーション、愛川高等学校においては面接とする。

(3) 特別募集及び中途退学者募集

ア 海外帰国生徒特別募集及び中途退学者募集

学力検査（国語、数学及び外国語（英語）の3教科）、作文及び面接とする。ただし、横浜国際高等学校国際科国際バカロレアコースは、これに加えて特色検査を行う。

イ 在県外国人等特別募集

学力検査（国語、数学及び外国語（英語）の3教科）及び面接とする。

ウ インクルーシブ教育実践推進校特別募集

面接とする。

(4) 後期募集

神奈川総合高等学校における海外帰国生徒特別募集の後期募集の検査は、前記(3)のアの検査内容とする。

- (5) インフルエンザの罹患等、やむを得ない事情により検査を受検できなかった者について、次のとおり追検査を実施する。ただし、追検査の方法等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

ア 一般募集（共通選抜（クリエイティブスクールを除く。））、特別募集（インクルーシブ教育実践推進校特別募集及び後期募集を除く。）及び中途退学者募集を志願する者のうち、学力検査又は作文（定時制の課程において、作文をもって学力検査に代える場合に限る。）の全てを受検できなかった志願者の中で、追検査の受検を希望する者を対象として実施する。

イ 一般募集（共通選抜（クリエイティブスクール））を志願する者のうち、特色検査（面接）を受検できなかった志願者の中で、追検査の受検を希望する者を対象として実施する。

ウ 連携型中高一貫教育校連携募集（光陵高等学校を除く。）及びインクルーシブ教育実践推進校特別募集を志願する者のうち、面接を受検できなかった志願者の中で、追検査の受検を希望する者を対象として実施する。

- (6) 海外から移住してきた者及び永住するために海外から引き揚げてきた者を保護者とする志願者の選抜のための検査の方法に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

- (7) 障害等のある志願者の選抜のための検査の方法に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

9 検査等の期日

選抜のための検査の期日及び合格者の発表の期日は、次のとおりとする。

(1) 共通選抜

検査の期日は、全日制の課程、単位制による全日制の課程、定時制の課程及び単位制による定時制の課程については、学力検査は令和6年2月14日(水)とする。各高等学校において特色検査を実施する場合は、同月14日(水)、同月15日(木)及び同月16日(金)のうち当該高等学校の校長が定めた期日とする。ただし、学力検査を5教科実施する場合は、同月14日(水)に特色検査は実施しない。クリエイティブスクール及び単位制による通信制の課程については、同月14日(水)、同月15日(木)及び同月16日(金)のうち当該高等学校の校長が定めた期日とする。

追検査の期日は、令和6年2月20日(火)とする。

合格発表の期日は、令和6年2月28日(水)とする。

(2) 定通分割選抜

検査の期日は、定時制の課程(夜間)及び単位制による定時制の課程(夜間)については、学力検査は令和6年3月14日(木)とする。各高等学校において特色検査を実施する場合は、同月14日(木)及び同月15日(金)のうち当該高等学校の校長が定めた期日とする。単位制による通信制の課程については、同月14日(木)及び同月15日(金)のうち当該高等学校の校長が定めた期日とする。

合格発表の期日は、令和6年3月21日(木)とする。

(3) 連携型中高一貫教育校連携募集

検査の期日は、令和6年2月15日(木)とする。

追検査の期日は、令和6年2月20日(火)とする。ただし、光陵高等学校においては実施しない。

合格発表の期日は、令和6年2月28日(水)とする。

(4) 特別募集及び中途退学者募集

ア 海外帰国生徒特別募集、在県外国人等特別募集及び中途退学者募集における学力検査、面接並びに海外帰国生徒特別募集及び中途退学者募集における作文の検査の期日は、令和6年2月14日(水)とする。ただし、横浜国際高等学校国際科国際バカロレアコースの海外帰国生徒特別募集における特色検査の期日は、同月15日(木)とする。

追検査の期日は、令和6年2月20日(火)とする。

合格発表の期日は、令和6年2月28日(水)とする。

イ インクルーシブ教育実践推進校特別募集における面接の期日は、令和6年2月15日(木)及び同月16日(金)のうち当該高等学校の校長が定めた期日とする。

追検査の期日は、令和6年2月20日(火)とする。

合格発表の期日は、令和6年2月28日(水)とする。

(5) 後期募集

神奈川総合高等学校における海外帰国生徒特別募集の後期募集の検査の期日は、令和6年7月30日(火)とし、合格発表の期日は、同年8月2日(金)とする。

10 二次募集

教育長が必要と認める場合に、一般募集及びインクルーシブ教育実践推進校特別募集について、次のとおり二次募集を行う。

(1) 志願資格

前記2の志願資格を有する者であつて、かつ、志願時において令和6年度入学者選抜における国公立の高等学校(高等専門学校を含む。)又は特別支援学校の合格者になっていない者とする。

(2) 募集期間

全日制の課程、単位制による全日制の課程及び単位制による定時制の課程（特別の時間）にあつては、募集期間は、令和6年3月1日(金)及び同月4日(月)とする。

(3) 志願

ア 入学検定料の納付及び入学願書等の提出

志願者は、入学検定料を納付した上、志願先の高等学校の校長に紙により入学願書等を提出するものとする。

イ 志願の範囲

志願は、募集期間を同じくするものについては、一の高等学校の一の課程の一の学科、コース又は部に限る。ただし、次の(ア)から(エ)までに掲げるものについては、この限りでない。

(ア) 前記3の(1)により、二の学科を一括して募集するものは、それを一の学科とみなす。

(イ) 農業に関する学科の志願者が同じ高等学校の他の農業に関する学科に対し、工業に関する学科の志願者が同じ高等学校の同じ課程における他の工業に関する学科に対し、水産に関する学科の志願者が他の水産に関する学科に対し、第2希望として志願することを認める。ただし、それぞれの学科において募集を行う場合に限る。

(ロ) 横浜国際高等学校国際科国際バカロレアコースの志願者が同校の国際科（国際バカロレアコースを除く。）に対し、第2希望として志願することを認める。また、横浜国際高等学校国際科（国際バカロレアコースを除く。）の志願者が同校の国際科国際バカロレアコースに対し、第2希望として志願することを認める。ただし、国際科（国際バカロレアコースを除く。）及び国際科国際バカロレアコースにおいて募集を行う場合に限る。

(ハ) 単位制による定時制の課程（多部制）の志願者が、同じ高等学校における他の部に対し、第2希望として志願することを認める。ただし、それぞれの部において募集を行う場合に限る。

(4) 志願変更

ア 志願変更の対象

二次募集に係る志願の手続を完了した者は、募集期間を同じくする他の高等学校が行う二次募集又は同じ高等学校が行う他の二次募集に志願変更することを認める。

なお、前記(3)のイによる第2希望については、志願時に第2希望の志願をしていない場合であっても、志願変更時に志願することを認める。

イ 志願変更の期間

全日制の課程、単位制による全日制の課程及び単位制による定時制の課程（特別の時間）にあつては、志願変更の期間は、令和6年3月5日(火)及び同月6日(水)とする。

(5) 検査の内容

ア 全日制の課程（クリエイティブスクール及びインクルーシブ教育実践推進校特別募集を除く。）、単位制による全日制の課程及び単位制による定時制の課程（特別の時間）については、国語、数学及び外国語（英語）の3教科の学力検査を実施する。また、当該高等学校の校長が必要と認めるときは、特色検査（面接）を実施する場合がある。

なお、単位制による定時制の課程（特別の時間）の志願者のうち、18歳以上（令和6年4月1日現在）の者については、作文をもって学力検査に代えることができる。

イ 全日制の課程（クリエイティブスクール）については、特色検査（面接）を実施する。

ウ 全日制の課程（インクルーシブ教育実践推進校特別募集）については、面接を実施する。

(6) 検査等の期日

検査の期日は、令和6年3月8日(金)とする。

合格発表の期日は、令和6年3月13日(水)とする。

11 入学の許可

- (1) 入学の許可は、合格者に高等学校の校長が合格通知書を交付することによって行う。
- (2) 高等学校の校長は、志願又は選抜のための検査等の際に不正行為のあった者に対しては、入学を許可しないものとし、入学の許可後に不正行為が判明した者に対しては、入学の許可を取り消すものとする。

12 入学手続

- (1) 合格通知書の交付を受けた合格者は、指定された期日までに教育長が別に定める手続をしなければならない。
- (2) 高等学校の校長は、前記(1)に定める手続を行わない者に対しては、入学の許可を取り消すことができる。

13 教育長への委任

この要綱に定めるもののほか、神奈川県立の高等学校の入学者の募集及び選抜に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

臨教第7号議案

令和6年度神奈川県立海洋科学高等学校専攻科の
入学者の募集及び選抜要綱について

別紙（案）のとおり

令和5年4月25日提出

神奈川県教育委員会

教育長 花 田 忠 雄

（提案理由）

令和6年度神奈川県立海洋科学高等学校専攻科の生徒募集に係る基本方針として、標記要綱を制定いたしたく提案するものです。

令和6年度神奈川県立海洋科学高等学校専攻科の入学者の募集及び選抜要綱

令和6年度の神奈川県立海洋科学高等学校専攻科（以下「専攻科」という。）の入学者の募集及び選抜は、この要綱の定めるところによる。

1 募集定員

学 科	募 集 定 員
漁業生産科	10人
水産工学科	10人
情報通信科	10人

2 志願資格

専攻科への入学を志願しようとする者（以下「志願者」という。）は、次表の左欄に掲げる学科の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる志願資格に該当する者とする。

学 科	志 願 資 格
漁業生産科	<p>次の1から3までの全てに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水産・海洋系高等学校を卒業した者又は令和6年3月31日までにこれらの高等学校を卒業する見込みの者 2 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（以下「規則」という。）に規定する航海に関する科目、運用に関する科目及び法規に関する科目について合計17単位以上を修得した者又は令和6年3月31日までにこれらの科目について合計17単位以上を修得する見込みの者 3 総トン数300トン以上で出港地又は寄港地から2,000海里以遠の区域で従業する実習船でかつ国土交通大臣が適当と認める練習船による乗船履歴を2月以上有する者又は令和6年3月31日までにこれを有することとなる見込みの者
水産工学科	<p>次の1から3までの全てに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水産・海洋系高等学校を卒業した者又は令和6年3月31日までにこれらの高等学校を卒業する見込みの者 2 規則に規定する機関に関する科目及び執務一般に関する科目について合計17単位以上を修得した者又は令和6年3月31日までにこれらの科目について合計17単位以上を修得する見込みの者 3 総トン数300トン以上で出港地又は寄港地から2,000海里以遠の区域で従業する実習船でかつ国土交通大臣が適当と認める練習船による乗船履歴を2月以上有する者又は令和6年3月31日までにこれを有することとなる見込みの者
情報通信科	<p>次の1から3までのいずれかに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は令和6年3月31日までにこれらの学校を卒業する見込みの者 2 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は令和6年3月31日までに修了する見込みの者 3 学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者又は令和6年3月31日までにこれに該当する見込みの者

3 募集期間及び受付時間

募 集 期 間	受 付 時 間
令和5年10月17日(火)から 10月19日(木)まで	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで ただし、令和5年10月19日(木)は午前9時から正午まで

4 志願手続

志願者は、入学検定料を納付した上、神奈川県立海洋科学高等学校の校長（以下「校長」という。）に次の(1)から(6)までに掲げる書類を提出するものとする。ただし、令和6年3月31日までに神奈川県立海洋科学高等学校（以下「海洋科学高校」という。）を卒業する見込みの者については、(2)、(4)、(5)及び(6)に掲げる書類の提出を省略することができる。

- (1) 入学願書
- (2) 出身高等学校若しくは出身中等教育学校の卒業証明書若しくは卒業見込証明書、12年の学校教育の修了証明書若しくは修了見込証明書又は高等学校を卒業した者と同年以上の学力があることを証明する書類（高等学校卒業程度認定試験の「合格（見込）成績証明書」等）
- (3) 調査書
- (4) 健康診断に関する証明書（公立病院、保健所又は学校医により、令和5年10月1日以降に作成されたもの。診断の項目については、校長が別に定める。）
- (5) 乗船履歴を証明する書類（情報通信科への志願を除く。）
- (6) 写真1枚（大きさ 縦4.0センチメートル×横3.0センチメートル）

5 選抜の方法

校長は、選抜のための学力検査（以下「学力検査」という。）の成績及び志願者から提出された書類を総合評価して、入学者の選抜を行う。

- (1) 学力検査の期日及び場所は、次表のとおりとする。

学力検査の期日	学力検査の場所
令和5年11月3日(金・祝)	海洋科学高校

- (2) 学力検査の科目は、次表のとおりとする。

学 科	学 力 検 査 の 科 目
漁業生産科	船舶運航（航海）に関する科目、数学Ⅰ及びコミュニケーション英語Ⅰの3科目
水産工学科	船舶運航（機関）に関する科目、数学Ⅰ及びコミュニケーション英語Ⅰの3科目
情報通信科	無線技術に関する科目、数学Ⅰ及びコミュニケーション英語Ⅰの3科目

備考

※ 船舶運航（航海）に関する科目は、規則に規定する航海に関する科目、運用に関する科目及び法規に関する科目の内容とする。

※ 船舶運航（機関）に関する科目は、規則に規定する機関に関する科目及び執務一般に関する科目の内容とする。

※ 無線技術に関する科目は、電気理論、移動体通信工学及び海洋通信技術（法規に関する分野）の内容とする。

(3) 学力検査の科目の時間割は、次表のとおりとする。

学科 時間	漁業生産科	水産工学科	情報通信科
9:20～ 10:10	船舶運航（航海）に関する科目	船舶運航（機関）に関する科目	無線技術に関する科目
10:25～ 11:15	数学 I	数学 I	数学 I
11:30～ 12:20	コミュニケーション 英語 I	コミュニケーション 英語 I	コミュニケーション 英語 I

6 合格者の発表

合格者の発表の日時及び場所は、次表のとおりとする。

発表の日時	発表の場所
令和5年11月20日(月)午前10時	海洋科学高校

7 二次募集

学力検査の成績及び志願者から提出された書類を総合評価して、入学者の選抜を行った結果、合格者が入学定員に満たず、かつ、実習船の生徒定員に収容能力があり、神奈川県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が必要と認める場合に、二次募集を行う。

なお、二次募集の募集期間、検査の期日及び合格者の発表の期日は、令和6年度の神奈川県立の高等学校の入学者の募集及び選抜要綱の共通選抜の日程に準じる。

8 入学許可

- (1) 入学の許可は、合格者に校長が合格通知書を交付することによって行う。
- (2) 校長は、志願又は学力検査に際して不正行為のあった者に対しては、入学を許可しないものとし、入学の許可後に不正行為が判明した者に対しては、入学の許可を取り消すものとする。

9 入学手続

- (1) 合格通知書の交付を受けた合格者は、指定された期日までに教育長が別に定める手続をしなければならない。
- (2) 校長は、前記(1)の手続を行わない者に対しては、入学の許可を取り消すことができる。

10 教育長への委任

この要綱に定めるもののほか、専攻科の入学者の募集及び選抜に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

臨教第8号議案

令和6年度神奈川県立の中等教育学校の入学者の
募集及び決定に関する要綱について

別紙（案）のとおり

令和5年4月25日提出

神奈川県教育委員会

教育長 花 田 忠 雄

（提案理由）

令和6年度神奈川県立の中等教育学校の入学者の募集及び決定に関する要綱について制定いたしたく提案するものです。

令和6年度神奈川県立の中等教育学校の入学者の募集及び決定に関する要綱

令和6年度神奈川県立の中等教育学校の入学者の募集及び決定は、この要綱の定めるところによる。

1 募集定員

神奈川県立相模原中等教育学校 160名

神奈川県立平塚中等教育学校 160名

2 志願資格

神奈川県立の中等教育学校(以下「中等教育学校」という。)に入学を志願しようとする者(以下「志願者」という。)は、原則として平成23年4月2日から平成24年4月1日の間に出生した者で、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者であって、かつ、志願者本人及びその保護者(親権者又は未成年後見人をいう。)が県内に住所を有する者とする。ただし、神奈川県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が別に定める教育長の志願の承認を必要とする者であって、その承認を受けた者は、県内に住所を有する者とみなす。

- (1) 小学校若しくはこれに準ずる学校又は義務教育学校の前期課程を令和6年3月31日までに卒業する見込み又は修了する見込みの者
- (2) 文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を令和6年3月31日までに修了する見込みの者
- (3) 外国において、学校教育における6年の課程を修了した者又は令和6年3月31日までに修了する見込みの者

3 志願手続

(1) 志願範囲

志願者は、神奈川県立相模原中等教育学校又は神奈川県立平塚中等教育学校のいずれか1校を志願できるものとする。

(2) 志願方法

志願者は、指定されたウェブサイト上で志願手続を行い、入学願書その他必要な書類等を志願先の中等教育学校の校長あてに、簡易書留により郵送するものとする。

(3) 出願期間

出願期間は、令和5年12月25日(月)から令和6年1月5日(金)までとする。また、出願書類の提出期間は、令和6年1月9日(火)から同月11日(木)まで(当該期間内の消印があるものを受け付ける。)とする。

4 検査方法

- (1) 中等教育学校の校長は、適性検査を行う。
- (2) 海外から移住してきた者及び永住するために海外から引き揚げてきた者を保護者とする志願者の検査の方法に関し必要な事項は、教育長が別に定める。
- (3) 障害等のある志願者の検査の方法に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

5 検査期日

検査の期日は、令和6年2月3日(土)とする。

6 合否決定及び合格発表期日

(1) 合否決定

中等教育学校の校長は、前記4に定める検査の結果及び志願者が提出した調査書による総合的選考を行い、選考結果が上位の者から160名を合格者として決定する。

(2) 合格発表期日

合格発表の期日は、令和6年2月10日(土)とする。

7 入学許可

(1) 入学の許可は、合格者に中等教育学校の校長が合格通知書を交付することによって行う。

(2) 中等教育学校の校長は、志願又は合否決定のための検査等の際に不正行為のあった者に対しては、入学を許可しないものとし、入学の許可後に不正行為が判明した者に対しては、入学の許可を取り消すものとする。

8 入学手続

(1) 合格通知書の交付を受けた合格者は、指定された期日までに教育長が別に定める手続をしなければならない。

(2) 中等教育学校の校長は、前記(1)の手続を行わなかった者に対しては、入学の許可を取り消すものとする。

(3) 入学者に欠員が生じたときは、中等教育学校の校長は速やかに繰上げ合格者を決定し、当該者に入学の意思を確認した上で、入学者に充てる。

9 教育長への委任

この要綱に定めるもののほか、中等教育学校の入学者の募集及び決定に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

I 令和6年度神奈川県立の高等学校の入学者の募集及び選抜要綱について

○ 日程

- (1) 共通選抜（全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程）、連携型中高一貫教育校連携募集、海外帰国生徒特別募集、在県外国人等特別募集、インクルーシブ教育実践推進校特別募集及び中途退学者募集

募 集 期 間	令和6年1月24日(水)から31日(水)まで
志 願 変 更 期 間	令和6年2月5日(月)から7日(水)まで (連携型中高一貫教育校連携募集を除く。)
共通検査(学力検査等)の期日	令和6年2月14日(水)
特 色 検 査 及 び 面 接 の 期 日	令和6年2月14日(水)、15日(木)及び16日(金) (連携型中高一貫教育校連携募集は2月15日(木)のみ、インクルーシブ教育実践推進校特別募集においては、2月15日(木)及び16日(金)のうち、当該高等学校長の定めた期日)
追 検 査 の 期 日	令和6年2月20日(火)
合 格 者 の 発 表	令和6年2月28日(水)

- (2) 定通分割選抜（一部の定時制の課程を除く。)

募 集 期 間	令和6年3月5日(火) 及び6日(水)
志 願 変 更 の 期 日	令和6年3月7日(木)
共通検査(学力検査等)の期日	令和6年3月14日(木)
特 色 検 査 の 期 日	令和6年3月14日(木) 及び15日(金)
合 格 者 の 発 表	令和6年3月21日(木)

- (3) 二次募集

全日制の課程（一部の定時制の課程を含む。）、インクルーシブ教育実践推進校特別募集

募 集 期 間	令和6年3月1日(金) 及び4日(月)
志 願 変 更 期 間	令和6年3月5日(火) 及び6日(水)
学 力 検 査 等 の 期 日	令和6年3月8日(金)
合 格 者 の 発 表	令和6年3月13日(水)

- (4) 神奈川総合高等学校における海外帰国生徒特別募集の後期募集

募 集 期 間	令和6年7月24日(水)から26日(金)まで
学 力 検 査 等 の 期 日	令和6年7月30日(火)
合 格 者 の 発 表	令和6年8月2日(金)

- 1 募集期間、検査及び合格発表の期日について、日付及び曜日を変更する。
- 2 3ページ、「2 志願資格」の(3)特別募集のウを以下のように変更する。

新(令和6年度)	旧(令和5年度)
<p>ウ インクルーシブ教育実践推進校特別募集 インクルーシブ教育実践推進校特別募集に係る志願者は、前記(1)に該当する知的障害のある者であって、かつ、高等学校での学習や生活について理解し、入学意欲のある者とする。</p>	<p>ウ インクルーシブ教育実践推進校特別募集 インクルーシブ教育実践推進校特別募集に係る志願者は、前記(1)に該当する者であって、かつ、次の(7)及び(4)の要件を満たす知的障害のある者とする。 (7) 神奈川県内の中学校等に在籍する者 (4) インクルーシブ教育実践推進校が実施する中高連携事業(学校説明・授業見学)などへの参加をとおして、高等学校での学習や生活について理解し、入学の意欲のある者</p>

- 3 4ページ、「3 募集の方法」の(3)特別募集のウを以下のように変更する。

新(令和6年度)	旧(令和5年度)
<p>ウ インクルーシブ教育実践推進校特別募集 インクルーシブ教育実践推進校特別募集は、次の高等学校の課程における学科において行う。 城郷高等学校(全日制の課程普通科) 横浜南陵高等学校(全日制の課程普通科) 保土ヶ谷高等学校(全日制の課程普通科) 霧が丘高等学校(全日制の課程普通科) 白山高等学校(全日制の課程普通科) 上矢部高等学校(全日制の課程普通科) 川崎北高等学校(全日制の課程普通科) 菅高等学校(全日制の課程普通科) 橋本高等学校(全日制の課程普通科) 上鶴間高等学校(全日制の課程普通科) 津久井浜高等学校(全日制の課程普通科) 湘南台高等学校(全日制の課程普通科) 茅ヶ崎高等学校(全日制の課程普通科) 厚木西高等学校(全日制の課程普通科) 伊勢原高等学校(全日制の課程普通科) 足柄高等学校(全日制の課程普通科) 綾瀬高等学校(全日制の課程普通科) 二宮高等学校(全日制の課程普通科)</p>	<p>ウ インクルーシブ教育実践推進校特別募集 インクルーシブ教育実践推進校特別募集は、次の高等学校の課程における学科において行う。 城郷高等学校(全日制の課程普通科) 霧が丘高等学校(全日制の課程普通科) 上矢部高等学校(全日制の課程普通科) 川崎北高等学校(全日制の課程普通科) 橋本高等学校(全日制の課程普通科) 上鶴間高等学校(全日制の課程普通科) 津久井浜高等学校(全日制の課程普通科) 湘南台高等学校(全日制の課程普通科) 茅ヶ崎高等学校(全日制の課程普通科) 厚木西高等学校(全日制の課程普通科) 伊勢原高等学校(全日制の課程普通科) 足柄高等学校(全日制の課程普通科) 綾瀬高等学校(全日制の課程普通科) 二宮高等学校(全日制の課程普通科)</p>

- 4 5ページ、「4 募集期間」の内容を以下のように変更する。

新(令和6年度)				旧(令和5年度)			
<p>4 募集期間 募集期間は、次表のとおりとする。</p>				<p>4 募集期間 募集期間は、次表のとおりとする。</p>			
募集の区分	課程	募集期間		募集の区分	課程	募集期間	
一般募集	全日制の課程	(共通選抜) インターネットを活用した出願(以下「インターネット出願」という。)期間 令和6年1月24日(水)から同月31日(水)まで	(定通分割選抜) 紙による入学願書提出期間 令和6年3月5日(火)及び同月6日(水)	一般募集	全日制の課程	(共通選抜) 令和5年1月25日(水)から2月1日(水)まで (土曜日及び日曜日を除く。) ※1月25日(水)から同月27日(金)は郵送のみ受付(必着)	(定通分割選抜) 令和5年3月2日(木)及び同月3日(金)
	単位制による全日制の課程						
	単位制による定時制の課程(特別の時間)						
	定時制の課程(夜間)						
	単位制による定時制の課程(夜間)						
	単位制による通信制の課程						

(次ページに続く)

新 (令和6年度)				旧 (令和5年度)																	
募集の区分		課程	募集期間	募集の区分		課程	募集期間														
連携型中高一貫教育校連携募集		全日制的課程	インターネット 出願期間 令和6年 1月24日(水)から 同月31日(水)まで	連携型中高一貫教育校連携募集		全日制的課程	令和5年 1月25日(水)から 2月1日(水)まで (主曜日及び日曜日を除く。) ※1月25日(水)から 同月27日(金)は郵送のみ 受付(必着)														
特別募集	海外帰国生徒特別募集	全日制的課程 単位制による全日制的課程	インターネット 出願期間 令和6年 1月24日(水)から 同月31日(水)まで	特別募集	海外帰国生徒特別募集	全日制的課程 単位制による全日制的課程	令和5年 1月30日(月)から 2月1日(水)まで														
	在県外国人等特別募集	全日制的課程 単位制による全日制的課程 単位制による定時制の課程 (特別の時間)	志願資格確認期間 令和6年1月4日(木)から 同月16日(火)まで		在県外国人等特別募集	全日制的課程 単位制による全日制的課程 単位制による定時制の課程 (特別の時間)															
	インクルーシブ教育実践推進校特別募集	全日制的課程	インターネット 出願期間 令和6年 1月24日(水)から 同月31日(水)まで		インクルーシブ教育実践推進校特別募集	全日制的課程		令和5年 1月25日(水)から 2月1日(水)まで (主曜日及び日曜日を除く。) ※1月25日(水)から 同月27日(金)は郵送のみ 受付(必着)													
中途退学者募集		単位制による全日制的課程	インターネット 出願期間 令和6年 1月24日(水)から 同月31日(水)まで 志願資格確認期間 令和6年 1月4日(木)から 同月16日(火)まで	中途退学者募集		単位制による全日制的課程															
<p>なお、神奈川総合高等学校における海外帰国生徒特別募集の後期募集は、次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>募集の区分</th> <th>課程</th> <th>募集期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別募集</td> <td>海外帰国生徒特別募集</td> <td>単位制による全日制的課程</td> <td>紙による入学願書提出期間 令和6年7月24日(水)から 同月26日(金)まで</td> </tr> </tbody> </table>				募集の区分	課程	募集期間	特別募集	海外帰国生徒特別募集	単位制による全日制的課程	紙による入学願書提出期間 令和6年7月24日(水)から 同月26日(金)まで	<p>なお、神奈川総合高等学校における海外帰国生徒特別募集の後期募集は、次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>募集の区分</th> <th>課程</th> <th>募集期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別募集</td> <td>海外帰国生徒特別募集</td> <td>単位制による全日制的課程</td> <td>令和5年7月24日(月)から 同月26日(水)まで</td> </tr> </tbody> </table>				募集の区分	課程	募集期間	特別募集	海外帰国生徒特別募集	単位制による全日制的課程	令和5年7月24日(月)から 同月26日(水)まで
募集の区分	課程	募集期間																			
特別募集	海外帰国生徒特別募集	単位制による全日制的課程	紙による入学願書提出期間 令和6年7月24日(水)から 同月26日(金)まで																		
募集の区分	課程	募集期間																			
特別募集	海外帰国生徒特別募集	単位制による全日制的課程	令和5年7月24日(月)から 同月26日(水)まで																		

5 6ページ、「5 志願」の(1)を以下のように変更する。

新(令和6年度)	旧(令和5年度)
<p>(1) 志願手続及び入学検定料の納付</p> <p>ア 一般募集(共通選抜(二次募集を除く。))、連携型中高一貫教育校連携募集、特別募集(インクルーシブ教育実践推進校特別募集(二次募集)及び後期募集を除く。)及び中途退学者募集の志願者は、インターネット出願システムにより出願に必要な情報を入力し、入学検定料(単位制による通信制の課程を除く。)を納付した上、中学校の校長の承認を受けるものとする。</p> <p>イ 一般募集(共通選抜(二次募集)・定通分割選抜)、インクルーシブ教育実践推進校特別募集(二次募集)及び後期募集の志願者は、入学検定料(単位制による通信制の課程を除く。)を納付した上、志願先の高等学校の校長に紙により入学願書等を提出するものとする。</p>	<p>(1) 入学検定料の納付及び入学願書等の提出</p> <p>志願者は、入学検定料(単位制による通信制の課程を除く。)を納付した上、志願先の高等学校の校長に入学願書等を提出するものとする。</p>

6 6ページ、「5 志願」の(2)志願の範囲のアを以下のように変更する。

新(令和6年度)	旧(令和5年度)
<p>ア 志願は、募集期間を同じくするものについては、一の募集の区分の一の高等学校の一の課程の一の学科、コース又は部に限る。ただし、次の(ア)から(エ)までに掲げるものについては、この限りでない。</p> <p>(省略)</p> <p>(オ) (削除)</p>	<p>ア 志願は、募集期間を同じくするものについては、一の募集の区分の一の高等学校の一の課程の一の学科、コース又は部に限る。ただし、次の(ア)から(オ)までに掲げるものについては、この限りでない。</p> <p>(省略)</p> <p>(オ) 募集期間を同じくする定通分割選抜、後記10の共通選抜の二次募集及びインクルーシブ教育実践推進校特別募集の二次募集の志願については、それぞれ一の高等学校の一の課程の一の学科、コース又は部に同時に志願することを認める。ただし、共通選抜の二次募集とインクルーシブ教育実践推進校特別募集の二次募集を同時に志願することは認めない。</p>

7 7ページ、「8 選抜のための検査」の(1)を以下のように変更する。

新(令和6年度)	旧(令和5年度)
<p>(1) 一般募集(共通選抜・定通分割選抜)</p> <p>ア 全日制の課程、単位制による全日制の課程、定時制の課程及び単位制による定時制の課程においては、学力検査(原則として全日制は国語、社会、数学、理科及び外国語(英語)の5教科、定時制は国語、数学及び外国語(英語)の3教科)を実施する。なお、各高等学校の必要に応じて、特色検査(実技検査、自己表現検査及び面接又はそのいずれかをいう。以下同じ。)を実施する場合がある。</p> <p>(ア) 田奈高等学校、釜利谷高等学校、横須賀南高等学校、大井高等学校及び大和東高等学校の普通科(以下「クリエイティブスクール」という。)においては、学力検査は行わず、特色検査(面接)を実施する。</p> <p>(省略)</p> <p>イ 単位制による通信制の課程においては、作文を実施する。</p> <p>なお、各高等学校の必要に応じて、特色検査を実施する場合がある。</p>	<p>(1) 一般募集(共通選抜・定通分割選抜)</p> <p>ア 全日制の課程、単位制による全日制の課程、定時制の課程及び単位制による定時制の課程においては、学力検査(原則として全日制は国語、社会、数学、理科及び外国語(英語)の5教科、定時制は国語、数学及び外国語(英語)の3教科)及び面接を実施する。なお、各高等学校の必要に応じて、特色検査(実技検査及び自己表現検査又はそのいずれかをいう。以下同じ。)を実施する場合がある。</p> <p>(ア) 田奈高等学校、釜利谷高等学校、横須賀南高等学校、大井高等学校及び大和東高等学校の普通科(以下「クリエイティブスクール」という。)においては、学力検査は行わない。</p> <p>(省略)</p> <p>イ 単位制による通信制の課程においては、面接又は作文を実施する。なお、各高等学校の必要に応じて、特色検査を実施する場合がある。</p>

8 7ページ、「8 選抜のための検査」の(5)を以下のように変更する。

新(令和6年度)	旧(令和5年度)
<p>(5) インフルエンザの罹患等、やむを得ない事情により検査を受検できなかった者について、次とおり追検査を実施する。ただし、追検査の方法等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</p> <p>ア (省略)</p> <p>イ 一般募集(共通選抜(クリエイティブスクール))を志願する者のうち、<u>特色検査(面接)</u>を受検できなかった志願者の中で、<u>追検査の受検を希望する者を対象として実施する。</u></p> <p>ウ <u>連携型中高一貫教育校連携募集(光陵高等学校を除く。)</u>及び<u>インクルーシブ教育実践推進校特別募集を志願する者のうち、面接を受検できなかった志願者の中で、追検査の受検を希望する者を対象として実施する。</u></p>	<p>(5) インフルエンザの罹患等、やむを得ない事情により検査を受検できなかった者について、次とおり追検査を実施する。なお、追検査の方法等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</p> <p>ア (省略)</p> <p>イ 一般募集(共通選抜(クリエイティブスクール))、<u>連携型中高一貫教育校連携募集(光陵高等学校を除く。)</u>及び<u>インクルーシブ教育実践推進校特別募集を志願する者のうち、面接を受検できなかった志願者の中で、追検査の受検を希望する者を対象として実施する。</u></p>

9 7ページ、「8 選抜のための検査」の(6)を削除し、それ以降の番号を繰り上げる。

新(令和6年度)	旧(令和5年度)
<p>(6) (削除)</p> <p>(6) 海外から移住してきた者及び永住するために海外から引き揚げてきた者を保護者とする志願者の選抜のための検査の方法に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</p> <p>(7) 障害等のある志願者の選抜のための検査の方法に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</p>	<p>(6) 新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者と認定された者について、次とおり追加の検査を実施する。</p> <p>なお、追加の検査の方法等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</p> <p>ア 一般募集(共通選抜(クリエイティブスクールを除く。))、特別募集(インクルーシブ教育実践推進校特別募集を除く。)及び中途退学者募集を志願する者のうち、<u>学力検査又は作文(定時制の課程において、作文をもって学力検査に代える場合に限る。)</u>の全て(追検査を含む。)を受検できなかった志願者の中で、追加の検査の受検を希望する者を対象として実施する。</p> <p>イ 一般募集(共通選抜(クリエイティブスクール))、連携型中高一貫教育校連携募集(光陵高等学校を除く。)及び<u>インクルーシブ教育実践推進校特別募集を志願する者のうち、面接(追検査を含む。)</u>を受検できなかった志願者の中で、追加の検査の受検を希望する者を対象として実施する。</p> <p>(7) 海外から移住してきた者及び永住するために海外から引き揚げてきた者を保護者とする志願者の選抜のための検査の方法に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</p> <p>(8) 障害等のある志願者の選抜のための検査の方法に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</p>

10 8ページ、「9 検査等の期日」の(1)を以下のように変更する。

新(令和6年度)	旧(令和5年度)
<p>(1) 共通選抜 検査の期日は、全日制の課程、単位制による全日制の課程、定時制の課程及び単位制による定時制の課程については、学力検査は令和6年2月14日(水)とする。各高等学校において特色検査を実施する場合は、同月14日(水)、同月15日(木)及び同月16日(金)のうち当該高等学校の校長が定めた期日とする。ただし、学力検査を5教科実施する場合は、同月14日(水)に特色検査は実施しない。クリエイティブスクール及び単位制による通信制の課程については、同月14日(水)、同月15日(木)及び同月16日(金)のうち当該高等学校の校長が定めた期日とする。 追検査の期日は、令和6年2月20日(火)とする。 合格発表の期日は、令和6年2月28日(水)とする。</p>	<p>(1) 共通選抜 検査の期日は、全日制の課程、単位制による全日制の課程、定時制の課程及び単位制による定時制の課程については、学力検査は令和5年2月14日(火)とし、面接は同月15日(水)及び同月16日(木)のうち当該高等学校の校長が定めた期日とする。各高等学校において特色検査を実施する場合は、同月14日(火)、同月15日(水)及び同月16日(木)のうち当該高等学校の校長が定めた期日とする。ただし、学力検査を5教科実施する場合は、同月14日(火)に特色検査は実施しない。クリエイティブスクール及び単位制による通信制の課程については、同月14日(火)、同月15日(水)及び同月16日(木)のうち当該高等学校の校長が定めた期日とする。 追検査の期日は、令和5年2月22日(水)とする。 合格発表の期日は、令和5年2月28日(火)とする。 追加の検査の期日は、令和5年3月9日(木)とする。 追加の検査の合格発表の期日は、令和5年3月15日(水)とする。</p>

11 8ページ、「9 検査等の期日」の(2)を以下のように変更する。

新(令和6年度)	旧(令和5年度)
<p>(2) 定通分割選抜 検査の期日は、定時制の課程(夜間)及び単位制による定時制の課程(夜間)については、学力検査は令和6年3月14日(木)とする。各高等学校において特色検査を実施する場合は、同月14日(木)及び同月15日(金)のうち当該高等学校の校長が定めた期日とする。単位制による通信制の課程については、同月14日(木)及び同月15日(金)のうち当該高等学校の校長が定めた期日とする。 合格発表の期日は、令和6年3月21日(木)とする。</p>	<p>(2) 定通分割選抜 検査の期日は、定時制の課程(夜間)及び単位制による定時制の課程(夜間)については、学力検査は令和5年3月10日(金)とし、面接は同日及び同月13日(月)のうち当該高等学校の校長が定めた期日とする。各高等学校において特色検査を実施する場合は、同月10日(金)及び同月13日(月)のうち当該高等学校の校長が定めた期日とする。単位制による通信制の課程については、同月10日(金)及び同月13日(月)のうち当該高等学校の校長が定めた期日とする。 合格発表の期日は、令和5年3月17日(金)とする。</p>

12 8ページ、「9 検査等の期日」の(3)を以下のように変更する。

新(令和6年度)	旧(令和5年度)
<p>(3) 連携型中高一貫教育校連携募集 検査の期日は、令和6年2月15日(木)とする。 追検査の期日は、令和6年2月20日(火)とする。ただし、光陵高等学校においては実施しない。 合格発表の期日は、令和6年2月28日(水)とする。</p>	<p>(3) 連携型中高一貫教育校連携募集 検査の期日は、令和5年2月15日(水)とする。 追検査の期日は、令和5年2月22日(水)とする。ただし、光陵高等学校においては実施しない。 合格発表の期日は、令和5年2月28日(火)とする。 追加の検査の期日は、令和5年3月9日(木)とする。ただし、光陵高等学校においては実施しない。 追加の検査の合格発表の期日は、令和5年3月15日(水)とする。</p>

13 8ページ、「9 検査等の期日」の(4)を以下のように変更する。

新 (令和6年度)	旧 (令和5年度)
<p>(4) 特別募集及び中途退学者募集</p> <p>ア 海外帰国生徒特別募集、在県外国人等特別募集及び中途退学者募集における学力検査、面接並びに海外帰国生徒特別募集及び中途退学者募集における作文の検査の期日は、令和6年2月14日(水)とする。ただし、横浜国際高等学校国際科国際バカロレアコースの海外帰国生徒特別募集における特色検査の期日は、同月15日(木)とする。</p> <p>追検査の期日は、令和6年2月20日(火)とする。</p> <p>合格発表の期日は、令和6年2月28日(水)とする。</p> <p>イ インクルーシブ教育実践推進校特別募集における面接の期日は、令和6年2月15日(木)及び同月16日(金)のうち当該高等学校の校長が定めた期日とする。</p> <p>追検査の期日は、令和6年2月20日(火)とする。</p> <p>合格発表の期日は、令和6年2月28日(水)とする。</p>	<p>(4) 特別募集及び中途退学者募集</p> <p>ア 海外帰国生徒特別募集、在県外国人等特別募集及び中途退学者募集における学力検査、面接並びに海外帰国生徒特別募集及び中途退学者募集における作文の検査の期日は、令和5年2月14日(火)とする。ただし、横浜国際高等学校国際科国際バカロレアコースの海外帰国生徒特別募集における特色検査の期日は、同月15日(水)とする。</p> <p>追検査の期日は、令和5年2月22日(水)とする。</p> <p>合格発表の期日は、令和5年2月28日(火)とする。</p> <p>追加の検査の期日は、令和5年3月9日(木)とする。</p> <p>追加の検査の合格発表の期日は、令和5年3月15日(水)とする。</p> <p>イ インクルーシブ教育実践推進校特別募集における面接の期日は、令和5年2月15日(水)及び同月16日(木)のうち当該高等学校の校長が定めた期日とする。</p> <p>追検査の期日は、令和5年2月22日(水)とする。</p> <p>合格発表の期日は、令和5年2月28日(火)とする。</p> <p>追加の検査の期日は、令和5年3月9日(木)とする。</p> <p>追加の検査の合格発表の期日は、令和5年3月15日(水)とする。</p>

14 8ページ、「9 検査等の期日」の(5)を以下のように変更する。

新 (令和6年度)	旧 (令和5年度)
<p>(5) 後期募集</p> <p>神奈川総合高等学校における海外帰国生徒特別募集の後期募集の検査の期日は、令和6年7月30日(火)とし、合格発表の期日は、同年8月2日(金)とする。</p>	<p>(5) 後期募集</p> <p>神奈川総合高等学校における海外帰国生徒特別募集の後期募集の検査の期日は、令和5年7月28日(金)とし、合格発表の期日は、同年8月2日(水)とする。</p> <p>追加の検査の期日及び追加の検査の合格発表の期日は、神奈川総合高等学校の校長が定めた期日とする。</p>

15 9ページ、「10 二次募集」の(2)を以下のように変更する。

新（令和6年度）	旧（令和5年度）															
(2) 募集期間 全日制の課程、単位制による全日制の課程及び単位制による定時制の課程（特別の時間）にあっては、募集期間は、令和6年3月1日（金）及び同月4日（月）とする。	(2) 募集期間 募集期間は、次表のとおりとする。															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>募集の区分</th> <th>課程</th> <th>募集期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">一般募集 （二次募集）</td> <td>全日制の課程</td> <td rowspan="3">（共通選抜二次募集） 令和5年3月2日（木） 及び同月3日（金）</td> </tr> <tr> <td>単位制による全日制の課程</td> </tr> <tr> <td>単位制による定時制の課程（特別の時間）</td> </tr> <tr> <td>定時制の課程（夜間）</td> <td rowspan="3">（定通分割選抜二次募集） 令和5年3月22日（水） 及び同月23日（木）</td> </tr> <tr> <td>単位制による定時制の課程（夜間）</td> </tr> <tr> <td>単位制による通信制の課程</td> </tr> <tr> <td>インターシップ教育実践推進校特別募集 （二次募集）</td> <td>全日制の課程</td> <td>（インターシップ教育実践推進校特別募集二次募集） 令和5年3月2日（木） 及び同月3日（金）</td> </tr> </tbody> </table>	募集の区分	課程	募集期間	一般募集 （二次募集）	全日制の課程	（共通選抜二次募集） 令和5年3月2日（木） 及び同月3日（金）	単位制による全日制の課程	単位制による定時制の課程（特別の時間）	定時制の課程（夜間）	（定通分割選抜二次募集） 令和5年3月22日（水） 及び同月23日（木）	単位制による定時制の課程（夜間）	単位制による通信制の課程	インターシップ教育実践推進校特別募集 （二次募集）	全日制の課程	（インターシップ教育実践推進校特別募集二次募集） 令和5年3月2日（木） 及び同月3日（金）
募集の区分	課程	募集期間														
一般募集 （二次募集）	全日制の課程	（共通選抜二次募集） 令和5年3月2日（木） 及び同月3日（金）														
	単位制による全日制の課程															
	単位制による定時制の課程（特別の時間）															
	定時制の課程（夜間）	（定通分割選抜二次募集） 令和5年3月22日（水） 及び同月23日（木）														
	単位制による定時制の課程（夜間）															
	単位制による通信制の課程															
インターシップ教育実践推進校特別募集 （二次募集）	全日制の課程	（インターシップ教育実践推進校特別募集二次募集） 令和5年3月2日（木） 及び同月3日（金）														

16 9ページ、「10 二次募集」の(3)を以下のように変更する。

新（令和6年度）	旧（令和5年度）
(3) 志願 ア 入学検定料の納付及び入学願書等の提出 志願者は、入学検定料を納付した上、志願先の高等学校の校長に紙により入学願書等を提出するものとする。 イ 志願の範囲 （中略） （※）（削除）	(3) 志願 ア 入学検定料の納付及び入学願書等の提出 志願者は、入学検定料（単位制による通信制の課程を除く。）を納付した上、志願先の高等学校の校長に入学願書等を提出するものとする。 イ 志願の範囲 （中略） （※）募集期間を同じくする共通選抜の二次募集及び定通分割選抜の志願については、それぞれ一の高等学校の一の課程の一の学科、コース又は部に同時に志願することを認める。

17 9ページ、「10 二次募集」の(4)志願変更のイを以下のように変更する。

新（令和6年度）	旧（令和5年度）
イ 志願変更の期間 全日制の課程、単位制による全日制の課程及び単位制による定時制の課程（特別の時間）にあっては、志願変更の期間は、令和6年3月5日（火）及び同月6日（水）とする。	イ 志願変更の期間 （イ）全日制の課程、単位制による全日制の課程及び単位制による定時制の課程（特別の時間）にあっては、志願変更の期間は、令和5年3月6日（月）及び同月7日（火）とする。 （イ）定時制の課程（夜間）、単位制による定時制の課程（夜間）及び単位制による通信制の課程にあっては、志願変更の期間は、令和5年3月24日（金）とする。

18 9ページ、「10 二次募集」の(5)検査の内容を以下のように変更する。

新（令和6年度）	旧（令和5年度）
<p>(5) 検査の内容</p> <p>ア 全日制の課程（クリエイティブスクール及びインクルーシブ教育実践推進校特別募集を除く。）、単位制による全日制の課程及び単位制による定時制の課程（特別の時間）については、国語、数学及び外国語（英語）の3教科の学力検査を実施する。また、当該高等学校の校長が必要と認めるときは、<u>特色検査（面接）</u>を実施する場合がある。</p> <p>なお、単位制による定時制の課程（特別の時間）の志願者のうち、18歳以上（令和6年4月1日現在）の者については、作文をもって学力検査に代えることができる。</p> <p>イ 全日制の課程（クリエイティブスクール）については、<u>特色検査（面接）</u>を実施する。</p> <p>ウ <u>全日制の課程（インクルーシブ教育実践推進校特別募集）</u>については、<u>面接</u>を実施する。</p>	<p>(5) 検査の内容</p> <p>ア 全日制の課程（クリエイティブスクール及びインクルーシブ教育実践推進校特別募集を除く。）、単位制による全日制の課程及び単位制による定時制の課程（特別の時間）については、国語、数学及び外国語（英語）の3教科の学力検査を実施する。</p> <p>また、当該高等学校の校長が必要と認めるときは、<u>面接</u>を実施する場合がある。</p> <p>なお、単位制による定時制の課程（特別の時間）の志願者のうち、18歳以上（令和5年4月1日現在）の者については、作文をもって学力検査に代えることができる。</p> <p>イ 全日制の課程（クリエイティブスクール及びインクルーシブ教育実践推進校特別募集）については、<u>面接</u>を実施する。</p> <p>ウ 定時制の課程（夜間）及び単位制による定時制の課程（夜間）については、<u>面接</u>を実施する。</p> <p>エ 単位制による通信制の課程については、<u>面接又は作文</u>を実施する。</p>

19 9ページ、「10 二次募集」の(6)の内容を以下のように変更する。

新 (令和6年度)		旧 (令和5年度)					
(6) 検査等の期日 検査の期日は、令和6年3月8日(金)とする。 合格発表の期日は、令和6年3月13日(水)とする。		(6) 検査等の期日 検査等の期日は、次表のとおりとする。					
		募集 の 区分	課程	学力検査 の期日	面接又は 作文の期 日	合格発表 の期日	
		十 二 次 募 集 一 般 募 集	全日制の 課程(タ リエイテ ィブスタ ールを除 く。)	令和5年 3月9日 (木)	同左	令和5年 3月15日 (水)	
			全日制の 課程(タ リエイテ ィブスタ ール)	/	令和5年 3月9日 (木)		同左
			単位制に よる全日 制の課程		令和5年 3月9日 (木)		
			単位制に よる定時 制の課程 (特別の 時間)	/	同左	同左	
			定時制の 課程 (夜間)				
			単位制に よる定時 制の課程 (夜間)				
			単位制に よる通信 制の課程		令和5年 3月27日 (月)	同左	令和5年 3月20日 (水)
		イン ター ニ ェ ツ 教 育 実 践 推 進 校 特 別 募 集 (二 次 募 集)	全日制の 課程	/	令和5年 3月9日 (木)	令和5年 3月15日 (水)	

Ⅱ 令和6年度神奈川県立海洋科学高等学校専攻科の入学者の募集及び選抜要綱について

1 募集期間、検査の期日並びに合格者の発表の期日を、日付及び曜日のみ変更する。

	新（令和6年度）	旧（令和5年度）
募集期間	令和5年10月17日(火)から19日(木)	令和4年10月17日(月)から19日(水)
検査の期日	令和5年11月3日(金・祝)	令和4年11月4日(金)
合格者の発表の期日	令和5年11月20日(月)	令和4年11月18日(金)

Ⅲ 令和6年度神奈川県立の中等教育学校の入学者の募集及び決定に関する要綱について

- 1 出願期間、検査期日並びに合格発表期日を、日付及び曜日のみ変更する。

	新（令和6年度）	旧（令和5年度）
出願期間	令和5年12月25日(月)から 令和6年1月5日(金) (出願書類の提出期間) 令和6年1月9日(火)から 同月11日(木)	令和4年12月26日(月)から 令和5年1月6日(金) (出願書類の提出期間) 令和5年1月10日(火)から 同月12日(木)
検査期日	令和6年2月3日(土)	令和5年2月3日(金)
合格発表期日	令和6年2月10日(土)	令和5年2月10日(金)

- 2 2ページ、「4 検査方法」の(1)の内容を以下のように変更する。

新（令和6年度）	旧（令和5年度）
(1) 中等教育学校の校長は、適性検査を行う。	(1) 中等教育学校の校長は、適性検査及びグループ活動による検査を行う。

令和5年4月25日

教育委員会臨時会 協議・報告事項

神奈川県教育委員会

令和4年度卒業式及び令和5年度入学式の国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況について

〔令和4年度卒業式〕

1 国旗掲揚の状況

県内すべての公立学校（県立高等学校、県立中等教育学校、県立特別支援学校、公立小・中学校）で国旗を掲揚した。

2 国歌斉唱の状況

県内すべての県立高等学校及び県立中等教育学校、県立特別支援学校において、新型コロナウイルス感染症対策のため対象者を限定した上で可能な限り間隔をとって斉唱、または式次第に位置付け放送機器等により国歌を会場に流した。また、公立小学校 150 校及び中学校 55 校では、新型コロナウイルス感染症対策のため、国歌斉唱は行わず、放送機器等により会場に音楽を流した。

3 国歌斉唱時の不起立教職員の状況（斉唱時に一部の教職員が起立しなかった学校）

	令和4年度	令和3年度
県立高等学校	なし	なし
県立中等教育学校	なし	なし
県立特別支援学校	なし	なし
計	なし	なし

（公立小学校・中学校は、斉唱時不起立教職員数の調査未実施）

〔令和5年度入学式〕

1 国旗掲揚の状況

県内すべての公立学校（県立高等学校、県立中等教育学校、県立特別支援学校、公立小・中学校）で国旗を掲揚した。

2 国歌斉唱の状況

県内すべての県立高等学校及び県立中等教育学校、県立特別支援学校において、新型コロナウイルス感染症対策のため対象者を限定した上で可能な限り間隔をとって斉唱、または式次第に位置付け放送機器等により国歌を会場に流した。また、公立小学校 115 校及び中学校 36 校では、新型コロナウイルス感染症対策のため、国歌斉唱は行わず、放送機器等により会場に音楽を流した。

3 国歌斉唱時の不起立教職員の状況（斉唱時に一部の教職員が起立しなかった学校）

	令和5年度	令和4年度
県立高等学校	なし	1校1名
県立中等教育学校	なし	なし
県立特別支援学校	なし	なし
計	なし	1校1名

（公立小学校・中学校は、斉唱時不起立教職員数の調査未実施）

県立学校(高等学校・特別支援学校・中等教育学校)

令和4年度卒業式				高等学校						特別支援学校 (29校)		中等教育学校 (2校)	
				全日 (135校)		定時 (20校)		通信 (2校)					
項目				校数	割合等	校数	割合等	校数	割合等	校数	割合等	校数	割合等
I	国旗掲揚	掲揚	掲揚した	135	100.0%	20	100.0%	2	100.0%	29	100.0%	2	100.0%
		掲揚場所	式場ステージ等 正面	135	100.0%	20	100.0%	2	100.0%	29	100.0%	2	100.0%
II	国歌斉唱	斉唱	斉唱した	84	62.2%	12	60.0%	2	100.0%	20	69.0%	2	100.0%
			音楽を流した (ピアノで演奏した)	51	37.8%	8	40.0%	0	0.0%	9	31.0%	0	0.0%
		教職員 起立	全員	135	100.0%	20	100.0%	2	100.0%	29	100.0%	2	100.0%
			一部不起立	0	0人	0	0人	0	0人	0	0人	0	0人
III	式形式	ステージ		135	100.0%	20	100.0%	2	100.0%	6	20.7%	2	100.0%
		フロア		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	23	79.3%	0	0.0%

県立学校(高等学校・特別支援学校・中等教育学校)

令和5年度入学式				高等学校						特別支援学校 (29校)		中等教育学校 (2校)	
				全日 (132校)		定時 (19校)		通信 (2校)					
項目				校数	割合等	校数	割合等	校数	割合等	校数	割合等	校数	割合等
I	国旗掲揚	掲揚	掲揚した	132	100.0%	19	100.0%	2	100.0%	29	100.0%	2	100.0%
		掲揚場所	式場ステージ等 正面	132	100.0%	19	100.0%	2	100.0%	29	100.0%	2	100.0%
II	国歌斉唱	斉唱	斉唱した	103	78.0%	15	78.9%	2	100.0%	21	72.4%	2	100.0%
			音楽を流した (ピアノで演奏した)	29	22.0%	4	21.1%	0	0.0%	8	27.6%	0	0.0%
		教職員 起立	全員	132	100.0%	19	100.0%	2	100.0%	29	100.0%	2	100.0%
			一部不起立	0	0人	0	0人	0	0人	0	0人	0	0人
III	式形式	ステージ		132	100.0%	19	100.0%	2	100.0%	4	13.8%	2	100.0%
		フロア		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	25	86.2%	0	0.0%

令和4年度卒業式・令和5年度入学式における
国旗掲揚・国歌斉唱実施状況(小・中学校)

令和4年度 卒業式			小学校 (847校)		中学校 (412校)	
			校数	割合	校数	割合
国旗	掲揚の有無	掲揚した	847 校	100 %	412 校	100 %
		掲揚しなかった	0 校	0 %	0 校	0 %
	掲揚場所	正面	713 校	84.2 %	387 校	93.9 %
		三脚	123 校	14.5 %	22 校	5.3 %
		その他	11 校	1.3 %	3 校	0.7 %
国歌	斉唱した		697 校	82.3 %	357 校	86.7 %
	式次第に掲載し、音楽を流した		150 校	17.7 %	55 校	13.3 %
	式次第に掲載したが、司会等による説明をした上で、音楽を流すことや斉唱はしなかった		0 校	0 %	0 校	0 %
	式次第に掲載せず、斉唱しなかった		0 校	0 %	0 校	0 %
形態	式	フロア	203 校	24.0 %	34 校	8.3 %
		ステージ	641 校	75.7 %	378 校	91.7 %
		その他	3 校	0.4 %	0 校	0 %

※義務教育学校を含む。

令和5年度 入学式			小学校 (849校)		中学校 (405校)	
			校数	割合	校数	割合
国旗	掲揚の有無	掲揚した	849 校	100 %	405 校	100 %
		掲揚しなかった	0 校	0 %	0 校	0 %
	掲揚場所	正面	713 校	84.0 %	390 校	96.3 %
		三脚	123 校	14.5 %	15 校	3.7 %
		その他	13 校	1.5 %	0 校	0 %
国歌	斉唱した		734 校	86.5 %	369 校	91.1 %
	式次第に掲載し、音楽を流した		115 校	13.5 %	36 校	8.9 %
	式次第に掲載したが、司会等による説明をした上で、音楽を流すことや斉唱はしなかった		0 校	0 %	0 校	0 %
	式次第に掲載せず、斉唱しなかった		0 校	0 %	0 校	0 %
形態	式	フロア	373 校	43.9 %	82 校	20.2 %
		ステージ	475 校	55.9 %	316 校	78.0 %
		その他	1 校	0.1 %	7 校	1.7 %

※義務教育学校を含む。

※義務教育学校の前期課程においては卒業式を、後期課程においては入学式を行わない場合があるため、卒業式、入学式における学校数はそれぞれ異なる。

神奈川県教育委員会
令和5年度不祥事防止取組方針

令和5年4月

神奈川県教育委員会

～はじめに（令和5年度の取組に当たって）～

県教育委員会における懲戒処分の件数は、平成18年度の27件（うち県立学校12件）から、令和4年度には9件（うち県立学校4件）と減少傾向にはあるが、わいせつな行為等による処分件数は、毎年度4～8件程度発生しており、令和4年度においても4件と全体の約半数を占めている。

また、令和4年度の懲戒処分のうち、6件は採用5年以内の教職員の不祥事によるものであるため、こうしたわいせつ事案の根絶や経験の浅い教職員の不祥事防止には引き続き課題が残る状況である。

一方、全体の懲戒処分件数が減少傾向を継続していることに加えて、令和4年度においては、県立学校におけるわいせつ事案は0件となるなど、取組の一定の効果は認められるところである。

そこで、令和5年度においては、わいせつ事案の根絶を最重要課題として、令和3年4月にわいせつ事案防止対策有識者会議がとりまとめた「教職員によるわいせつ事案の根絶に向けた提言」を踏まえた取組を継続して実施するほか、臨時的任用職員等及び経験の浅い教職員の不祥事防止にも引き続き重点的に取り組むなど、現行施策の更なる定着に向けて、粘り強く取り組んでいく。

さらに、令和4年4月に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が施行されたことから、同法の内容や趣旨の周知徹底を図るほか、法律の趣旨に沿った職員の意識啓発等を実施していくことを本方針にも明記する。

具体的な方策について、特に重点的な取組が必要な方針として、次の二つを重点取組方針とする。

《重点取組方針》

- 1 「教職員によるわいせつ事案の根絶に向けた提言」を踏まえた取組
- 2 臨時的任用職員等及び経験の浅い教職員による不祥事の防止

令和5年4月
神奈川教育委員会

令和5年度教育委員会不祥事防止の取組について

第1 わいせつ事案の根絶に向けた取組

注1 [] は、提言の方策番号

注2 下線は、拡充する内容

1 提言を踏まえた取組（提言の方策1から方策8への対応）（重点取組方針）

（1）教職員に求められる高い倫理感の保持・向上

ア 教職員の倫理に関する指針の普及【継続】…〔方策1〕

教育の専門家としての自覚、意識を高め、教職員としてのアイデンティティを確立するため、教職員の倫理に関する指針（以下「指針」という。）を新任の教職員等に配付し、所属研修等において、更なる普及を図る。

■実施内容

（ア）指針を活用し、教職員等に対する所属研修等を実施

（イ）指針の趣旨について、教職員等の理解を促す啓発資料等の作成

イ 教職員に対する研修等の充実

①映像資料の活用【継続】…〔方策2〕

児童・生徒に対応する際の適切な相談、指導のあり方について、具体的な場面を想定して作成した映像資料や文部科学省が作成した児童生徒性暴力等に関する理解を深めるための動画等を活用した研修等を、各学校で実施する。

【映像資料】

「不祥事を自分事として考える-教職員によるわいせつ事案の根絶に向けて-」

■実施内容

（ア）映像資料を活用し、新規採用職員等に対する所属研修等を実施

（イ）文部科学省作成の児童生徒性暴力等に関する理解を深めるための動画の活用

②性被害の影響について理解を深める研修等の実施【継続】…〔方策3〕

児童・生徒が受けた性被害による深刻な影響等について、研修用映像資料等を活用しながら、専門家やNPO団体等の意見や活動も参考にし、教職員の理解を図る。

■実施内容

（ア）効果的な研修内容、実施方法を策定

（イ）専門家やNPO団体等の意見・活動を参考にした研修内容の工夫改善

（ウ）研修用映像資料「教員による子どもへの性加害について考える～子どもを守るためにすべきこと～」の全県立学校での研修等での活用

(エ) 文部科学省作成の児童生徒性暴力等に関する理解を深めるための動画の活用（再掲）

(2) わいせつ事案防止のための校内の環境（システム）の整備

ア 相談、指導における留意事項の周知徹底【継続】…〔方策4〕

児童・生徒との相談、指導において、複数対応を徹底する。

また、スクールカウンセラー等の専門家との早期の連携や、他教職員との情報共有等の留意事項を示し、相談、指導における組織的な対応を徹底する。

■実施内容

(ア) 各学校において、通知に基づく研修を行うなど、全教職員に徹底

(イ) 行政事務調査等の場を活用した実地確認・状況聴取

(ウ) 遵守状況に係る実態把握のためのアンケートを実施

イ 学校内で不祥事を未然防止・早期発見するための体制づくり【継続】…〔方策5〕

各学校において、不祥事防止等に関する教職員等からの提案や意見を受け付け、必要な取組を実施する。

■実施内容

(ア) 各学校において、不祥事防止会議での議論を踏まえ、必要な取組を実施

(イ) 教職員等からの提案や意見を受け付ける体制について、各学校の取組を情報収集し、取組事例の情報提供を実施

(3) 教職員を組織的にサポートする体制づくり

ア 同僚性の醸成に向けた組織的な支援・相談体制の充実【継続】…〔方策6〕

コロナ禍の影響もあり職場での人間関係が希薄化する中で、初任者等が業務上の課題やストレス等を抱え込み、孤立しないよう、初任者指導員や管理職が連携し、組織的な支援・相談体制の充実を図る。

実施に当たっては、県立学校長会議等を通じて、各学校の取組を情報共有するなど、学校間でのより一層の連携を図る。

■実施内容

(ア) 各学校において、若手教員等に対する組織的な支援、相談のための取組例

(①相談者の指定等、②校内組織の設置等、③若手教員を対象とした研修会の活用等)のうちから、各学校の実情に応じて選択し、実施

(イ) 各学校の取組事例の更なる収集を図り、不祥事防止ポータル等を活用したより多くの取組事例の情報提供を実施

(4) 再発（未然）防止を目的とした専門家との積極的な連携

ア 臨床心理士等による個別事案の分析等【継続】…〔方策7〕

わいせつ事案のうち、発生原因が不明な事案や詳細な心理分析を要する事案について、行為者に対し臨床心理士等による面談（ヒアリング）を実施し、不祥事に至る背景、経緯等を聴取し、専門的な見地から原因分析や再発防止策等について報告を受け、再発防止の取組に反映する。

■実施内容

(ア) 不祥事を起こした行為者に対し、臨床心理士等の専門家による面談（ただし、行為者の承諾が必要）を実施

(イ) 引き続き面談を重ね、行為者の行動心理等の更なる分析を図り、専門家の意見等を踏まえた具体の再発防止策等を検討し、今後の取組に反映

イ 「自分を見つめるチェックシート」の活用【継続】…〔方策8〕

専門家の意見等を踏まえて、教職員の心理状況を客観的に分析できるような質問事項を盛り込み作成したチェックシートを教職員に配付し、自己の内面の振り返りに活用する。

■実施内容

(ア) 有識者会議委員等の専門的知見を活用して作成したチェックシートの教職員への配付、教職員からの相談に対応する専門機関の紹介等を実施

(イ) チェックシートの活用について、不祥事防止職員啓発・点検資料（以下、「啓発・点検資料」という。）等で周知する。

2 臨時的任用職員等及び経験の浅い教職員による不祥事の防止（重点取組方針）

(1) 校長による個別面談等の実施【継続】

すべての教職員に対する校長からの個別面談、指導を実施する。特に臨時的任用職員等及び採用5年以内の経験の浅い職員に対しては、不祥事防止の意識を醸成させるための指導を徹底して行う。

また、管理職は、職場で教職員が孤立することがないように日常的に声掛けを行う。

■実施内容

教職員（臨時的任用職員を含む。）の状況を把握する機会を増やすため、年間3回以上の面談の徹底

(2) 研修等の実施による不祥事防止の意識醸成【拡充】

ア 不祥事の具体的事例を交えた研修の実施

総合教育センター等で行われる研修において、不祥事防止研修を実施する。

イ 啓発・点検資料や研修用映像資料等を活用しての各学校における研修・指導等の実施

毎月、各学校に配布している啓発・点検資料や研修用映像資料を活用するほか、若手職員向けの不祥事防止リーフレットを新たに作成するなどして、研修、指導等を強化、徹底する。

(3) 臨時的任用職員に対する取組【拡充】

ア 任用時における面接の実施

登録時の面接に加え、実際の任用に際し、校長経験者等の教育局職員による面接を実施し、教員としての資質を確認する。

イ 不祥事防止研修の実施

教育局において、すべての臨時的任用職員に対して、教職員としての自覚を持たせ、不祥事防止の意識醸成を図るための研修を実施する。

ウ 各学校における研修・指導等の実施

臨時的任用職員向け不祥事防止リーフレットを新たに作成するほか、職員啓発・点検資料などを活用して、臨時的任用職員に対する研修、指導等を強化、徹底する。

また、臨時的任用職員にも校内組織の役職を積極的に充てるなど、学校への帰属意識の向上や周囲の職員との同僚性の醸成にも配慮する。

(4) 新規採用段階における不祥事防止の意識付け【継続】

フレッシュティーチャーズキャンプ（新規採用予定者研修）での不祥事防止の講話を実施する。

(5) 新規採用試験の工夫・改善【継続】

ア 面接方法等の工夫・改善

質問項目の見直しや若手職員による面接に加え、教育局幹部による面接の実施を取り入れるなどの工夫・改善を図る。

イ 受験者の懲戒処分歴等の確認を徹底

教員採用試験の提出資料に懲戒処分歴を記載する欄を設けるとともに、「官報情報検索ツール」を活用し、受験者の懲戒処分歴等の確認を徹底する。

(6) 教員養成段階における働きかけ【継続】

ア 教員養成機関（大学等）へリーフレット等による情報提供

イ かながわティーチャーズカレッジ（教員志望者向け研修）での不祥事防止の講話の実施

3 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に係る対応**(1) 法律の趣旨に沿った対応の徹底【新規】**

令和4年4月に施行された以下の法律及び同法に係る具体的な対応を示した指針に記載される職員の意識啓発等の対応の徹底を図る。

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」

■実施内容

啓発・点検資料や研修の機会を活用し、同法（指針）の趣旨や内容の周知徹底を図る。

4 わいせつ事案の根絶に向けたその他の取組

(1) 校長による個別面談等の実施【継続】(再掲)

すべての教職員に対する校長からの個別面談、指導を実施する。

また、管理職は、職場で教職員が孤立することがないように日常的に声掛けを行う。

■実施内容

教職員(臨時的任用職員を含む。)の状況を把握する機会を増やすため、年間3回以上の面談の徹底

(2) 職員啓発資料等の充実・活用【継続】

不祥事防止リーフレットに、わいせつな行為等が禁止される立法趣旨や、児童・生徒に与える深刻な影響等について記載し、必要の都度、内容を更新する。

■実施内容

毎月各学校に配付する啓発・点検資料に加えて、不祥事防止リーフレット等を活用し、各学校において、全教職員を対象とした所属研修や個別面談を実施

(3) セクハラアンケートの活用【継続】

生徒及び教職員にアンケートを実施し、生徒及び教職員への意識啓発を図るとともに、セクハラの実態を把握し、事実確認及び被害への速やかな対応を行う。

■実施内容

すべての生徒及び教職員を対象としたセクハラに関するアンケート調査を年2回実施

(4) 児童・生徒のセクハラ等に対する意識啓発、相談体制の周知【継続】

児童・生徒のセクハラ等についての一層の理解を図るとともに、性被害から自分の身を守ることの重要性や教職員等から不適切な行為を受けた際に相談を受ける体制を周知し、組織的な対応を図る。

■実施内容

ア セクハラ防止のための啓発資料及びポスターの配付(校内の担当者、連絡先を必ず明記)

イ セクハラ相談窓口の周知(全校集会等の機会を利用)

ウ 「生命(いのち)の安全教育」の推進(「性に関する指導の手引き(県教育委員会作成)」の活用等)

(5) 不祥事の背景等の情報提供及び具体的な原因分析【継続】

懲戒処分の際して、教職員の理解を深めるため、綱紀保持通知の発出と併せて、不祥事の具体的な背景・経緯に関する情報提供を行う。

■実施内容

不祥事が発生した原因や再発防止策について、専門的な見地から分析・整理し、県立学校長に情報提供

(6) 私物端末での児童・生徒の撮影禁止の再徹底【継続】

緊急対応等やむを得ない場合を除き、教職員が、私物端末により、児童・生徒を撮影しないことを徹底する。

■実施内容

教職員に対し、私物端末で児童・生徒を撮影することのリスク等について周知し、学校内での撮影に係る危機管理の意識を醸成

(7) 児童・生徒とのSNS等利用の禁止の再徹底【継続】

近年の不祥事の多くがSNS等の利用を端緒として発生している状況に鑑み、教職員と児童・生徒とのSNS等利用の禁止の徹底等のルールについて、改めて各学校で研修等を行いSNS等の特性や危険性の更なる周知を図るなど、全教職員に再徹底するほか、児童・生徒や保護者等に対しても当該ルールの周知を図る。

(8) 児童・生徒の連絡先の適正な取得・管理方法の再徹底【継続】

平成28年4月26日付け通知(高校教育課長、特別支援教育課長)で示した、「児童・生徒の携帯電話番号・電子メールアドレスの適切な収集及び連絡方法について」のルールを改めて確認・徹底する。

教育指導の目的で児童・生徒の連絡先(携帯電話番号・電子メールアドレス)を収集・管理する必要がある場合であっても、私的な連絡は禁止されていることを改めて周知徹底する。

また、児童・生徒及び保護者等に対しても、教職員との適正な連絡ルールについて定期的に周知する。

(9) 教科準備室等の適切な利用【継続】

教科準備室等における自校生徒への不祥事の発生を踏まえ、その適切な利用について、次の対策を再徹底する。

ア 教科準備室等の密室化の防止(室内の様子が廊下から確認できるか)のための環境整備

- ・窓ガラスに貼付しているポスター等掲示物の除去
- ・窓ガラスの近接箇所に設置しているついたて・ロッカー等の移動

イ 管理職による日常的な巡視の実施

ウ 教科準備室等の適切な利用について、教職員に指導の再徹底

この他、教科準備室等以外にも校内で人の目が届きにくい場所・時間帯は、管理職が、施錠管理を徹底し、日常的な巡視を実施する。

第2 全体的な不祥事防止の取組

注1 わいせつ事案根絶に資する内容も含む。

1 教職員に求められる高い倫理感の保持・向上

(1) 教職員に対する研修等の充実【継続】

- ア 総合教育センターが実施する階層別研修、人権教育研修等
- イ 所属長に対する不祥事防止研修
 - 県立学校長会議全体会での書面等による不祥事防止研修（県立学校）
 - 教育局施設長会議での不祥事防止研修（教育機関）

(2) 啓発・点検資料等を通じた取組強化等【継続】

- 強化取組期間を指定し、全所属で計画的に不祥事防止に係る対策を実施
- 毎月、10個程度の点検項目と点検項目の解説等を掲載した啓発・点検資料を作成・配付
- 校長コラム及び学校現場の声（啓発・点検資料等に掲載）

《令和5年度啓発・点検資料年間計画（案）》

発行時期	テーマ	強化取組期間	担当
5月	わいせつ・セクハラ行為の防止	わいせつな行為・セクハラ防止（通年）	行政課
6月	定期試験・成績処理の事故防止		高校教育課、行政課
7月	体罰、不適切な指導の防止	体罰・不適切な指導の防止	特別支援教育課、行政課
8月	服務規律の遵守		教職員企画課、行政課
9月	個人情報の適切な取扱い、情報セキュリティ	個人情報の適切な取扱い・情報セキュリティ	総務室、行政課
10月	適切な私費会計の取扱い		財務課、行政課
11月	飲酒運転の根絶	交通事故・交通違反の防止	行政課
12月	入学者選抜の事故防止		高校教育課、行政課
1月	職場のハラスメントの防止	コンプライアンス意識の醸成	総務室、教職員人事課、行政課
2月	コンプライアンス意識の醸成		行政課
3月	風通しの良い職場づくり（適切な業務執行体制の整備）	風通しの良い職場づくり	行政課
4月	児童・生徒の個人情報の取扱い		行政課、高校教育課

※令和5年度の年間計画は、後日開催予定の不祥事防止会議専門部会にて決定

(3) 不祥事ゼロプログラムの推進【継続】

不祥事ゼロプログラム作成方針を策定し、全所属で職員の全員参加による継続的な不祥事防止対策の実施を推進するとともに、各所属のプログラムの作成・検証・公表の各段階について、適切な実施・運用がされているか確認する。

ア 必須課題の設定

各所属における実情に応じて、必ず課題として抽出すべき課題（必須課題）を設定し、不祥事防止研修の実施を徹底する。

イ 内部統制制度の導入に伴う実施方法の見直し

各所属の不祥事ゼロプログラムに内部統制に係る取組を位置づけ、財務会計や情報管理等の取組状況を点検、報告する。

(4) 効果的な所属研修の実施【継続】

各所属の実情に応じた課題について、年間計画を立てて継続的に所属研修を実施する。

〈所属研修実施の基本ルール〉

- ① 不祥事ゼロプログラムの必須課題をテーマとする所属研修を必ず実施
- ② 全所属において、職場の不祥事リスクについて具体的な業務・手続を想定しながらグループ討議を行うなど、一人ひとりの教職員が主体的に考えるような形態で所属研修を実施
- ③ 臨時的任用職員、会計年度任用職員、再任用職員等を含む全教職員を対象に丁寧な所属研修を実施（研修の欠席者等には個別に対応する。）
- ④ 外部講師による研修など、第三者からの視点を踏まえた所属研修を実施

なお、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」を踏まえ、所属研修等の実施については、集合研修による必要はなく、研修資料等を所属ポータルサイトや電子メール等を活用して周知するなど、各所属の実情に応じて、柔軟に対応するものとする。

(5) 教育委員会ネットワーク等を活用した教職員一人ひとりへの直接的な働きかけ【継続】

不祥事防止の取組の主体であることを一人ひとりの教職員が認識できるように、教職員がアクセス可能なネットワークを通じて、啓発・点検資料、メッセージ、綱紀保持通知などを発信し、教職員一人ひとりに直接的な働きかけを行う。

〈発信事項〉

- ・不祥事・事故の発生状況等
- ・綱紀保持通知、各種啓発資料等
- ・教育長等メッセージ（動画の配信、業務用メールで個別に各教員に送信）

(6) 教員のコンプライアンスマニュアルの見直し【新規】

平成30年3月に作成した同マニュアルを現状に即した内容に見直し、マニュアルを活用した研修の機会を確保する。

2 不祥事防止のための校内の環境（ルールや施設環境）の整備

(1) 行政事務調査・指導等の実施【継続】

教育局職員が、学校等の所属を巡回するなど、行政事務調査、財務事務調査指導を工夫しながら引き続き実施し、適正な事務執行について調査・指導を行う。

- ・ 校長へのヒアリングを行うとともに、わいせつ事案防止の取組の遵守や教科準備室等の現地の状況を直接確認し、改善を要する事項等について確認・指導を実施
- ・ 不祥事が発生した所属について、校長等に不祥事防止の取組の実施状況の確認・指導等を実施
- ・ 事故発生学校を関係所属職員が訪問し、原因・再発防止等について意見を聴取し、必要な指導とともに聴取結果を啓発資料や研修で活用

3 教職員を組織的にサポートする体制づくり

(1) 教職員アンケートの継続的な実施【継続】

職場におけるハラスメントの実態や教職員の意識の変化等を確認し、必要な対策を講じるため、教職員アンケートを引き続き実施する。

(2) 相談窓口の周知【継続】

教職員が悩みを相談できずに一人で抱え込むことがないように、啓発・点検資料等を通じて相談窓口を広く周知する。

4 学校現場に特有の不祥事、公務上発生する不祥事の防止

(1) 体罰及び不適切な行為（指導）の防止【拡充】

児童・生徒に対する体罰及び暴言・威迫・無視等の不適切な行為は決して許されない行為であり、各学校では、生徒指導や部活動において、次のとおり、体罰等を認めない学校風土づくりに努める。

ア 体罰等の未然防止のための環境整備

- ①複数の教員間で相互チェックが働く体制の整備
- ②管理職による校内の定期的な巡視
- ③児童・生徒へ校内における相談窓口の周知

イ 体罰防止リーフレットの活用の促進

「体罰防止ガイドライン」のエッセンスを抜粋し、過去の事例を掲載した体罰防止リーフレットを各所属における研修で活用する。

ウ 人権教育研修を実施

児童・生徒の人権を尊重した指導及び教員の指導力の向上のため、教職員の人権感覚を高める研修を実施（管理職以外の教員からも募集）する。

エ 部活動指導等における体罰等の防止

児童・生徒に対する体罰等を根絶するという考えの下、学校における不祥事防止研修などの各種研修等の場を活用し、体罰や不適切な指導・発言等の防止に係る教職員の意識啓発を図る。

また、部活動インストラクター等の外部人材による体罰や不適切な指導・発言等を防止するため、生徒と接触のある外部人材等に対して、生徒対応における留意事項の定期的な周知を行う。

オ 体罰等の根絶に向けた教育局と学校現場の連携

教育局と学校現場が緊密に連携し、体罰や不適切な指導・発言等及びその疑いがあった場合には、校長等に対し、電話による確認や相談を実施し、必要に応じて訪問指導等を行う。

(2) 定期試験、成績処理、進路関係、入学者選抜等に係る不適切な事務処理の防止【継続】

各学校では、マニュアルや点検体制が定められているにもかかわらず、不適切な事務処理が行われる事案が発生していることから、マニュアル等を厳守した適切な事務処理の徹底を図るとともに、職員同士の相互チェック機能の強化に組織的に取り組む。

(3) 児童・生徒に係る個人情報扱う際のルールと意識の再徹底【継続】

学校では日常的に様々な形態で個人情報を扱っていることを改めて教職員に意識させ、ルールを確認し、個人情報の紛失・誤廃棄、誤配付・誤送信などの事案の未然防止に努める。

(4) 不適切な公金等の取扱いの防止【継続】

旅費及び諸手当の受給、学校における物品管理、現金等の取扱いなどについて、適切な管理を徹底し、不祥事の未然防止に努める。

5 事務処理における不祥事（事故）防止体制の構築（新規）

支払手続の遅延やメール等の誤送信、必要手続の漏れなどの事務処理における不祥事や事故を防止するための組織体制を構築し、主に以下の基本的な取組を徹底する。

- (1) 適切な業務スケジュールの事前設定や役割分担等の整理及び組織内での共有
- (2) 朝夕ミーティング等を活用した定期的な進捗状況の確認
- (3) 事務処理の根拠となる条例・規則・規程等の十分な事前確認
- (4) 執行書類の作成やメールの送信時等の複数チェックの徹底
- (5) 複数所属が関わる事業の実施における、関係所属による事前打合せの実施と十分な情報共有（事前打合せにおいて、スケジュールや役割分担を明確化）

6 市町村教育委員会との連携

(1) 臨時的任用職員に対する取組【継続】

ア 臨時的任用職員の任用時における複数回の面接の実施

小中学校の臨時的任用教員について、教育事務所により、登録及び任用時における複数回の面接を実施するとともに、各市町村教育委員会においても同様の取組を行い、教員としての資質を確認することを依頼する。

イ 不祥事の具体的事例を交えた研修の実施

教育事務所等で実施される研修において、不祥事防止研修を実施する。

(2) 効果的な取組に関する情報交換等【継続】

ア 県・市町村教育委員会教育長会議（政令市を含む。）

県及び各市町村教育委員会の教育長が参加する会議において、直近の懲戒処分
分の状況や不祥事防止の取組について情報交換を実施する。

イ 県・市町村教育委員会不祥事防止協議会

各教育事務所単位で、県教育委員会と市町村教育委員会による不祥事防止協議会を設置し、実効性のある取組などについて情報交換を行い、市町村教育委員会における不祥事防止の取組の推進を図る。

また、重大な事案が起きた場合、この協議会を通じて、取組の徹底を周知する。

ウ 市町村教育委員会人事担当者向けの不祥事防止研修

各教育事務所で開催する市町村教育委員会人事担当者向けに不祥事防止研修を実施する。

(3) 市町村教育委員会への働きかけ【拡充】

市町村立学校教職員（県費負担教職員）の不祥事防止について、市町村教育委員会と連携して取り組むため、各教育事務所単位で開催する市町村教育長会議や人事担当主管課長会議等の場での県教育委員会の取組の情報提供等を通じて、市町村教育委員会においても同様の取組が行われるよう、働きかけを行う。